

# 山口県報

平成23年  
9月9日  
(金曜日)

## 目次

告示

保安林予定森林(山口市)(森林整備課)……………

遊漁規則の変更認可(水産振興課)……………

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)……………

道路の位置の指定(建築指導課)……………

公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………

選管告示

政治団体の異動事項……………

解散等に係る政治団体の名称等……………

### 山口県告示第三百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年九月九日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

山口市下小鯖字横道下八五の一、字上横道下二二二、字上からから二二三、二三四



三、字中山ケ浴一九六〇、一九六一、一九六四から一九六九まで、一九七一から一九七三まで、字竜山一九九〇の二、字塩川二一一八、二一一九、二二二〇の三、二二二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市下小鯖字横道下八五の一・字上横道下二二二・字上からから二二三・字中山ケ浴一九六八・一九七三・字塩川二一一八・二二二四(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第三百五十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年九月九日

山口県知事 二井 関成

一 漁業権者の名称及び住所

錦川漁業協同組合 岩国市多田三丁目一〇八の九

二 漁業権の免許番号

内共第三号

三 変更の内容

禁止区域及び期間の追加

魚種	魚具、漁法	区	域	期	間
あゆ	全漁法	岩国市美和町西畑字寺畑四三八の線から下流四十メートルまで	岩国市錦帯橋下流端から下流一百メートルまで	九月二十日から十月三十一日まで	十一月一日から十一月十日まで
		岩国市大正橋上流端から同橋下流端下流十メートルまで		九月二十日から十月三十一日まで	

四 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成二十三年九月十日

山口県告示第三百五十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成十九年山口県告示第四百三十一号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十三年八月二十三日限り消滅した。

平成二十三年九月九日

山口県知事 二井 関成

油谷町加入区 油谷町北西部加入区 日置町加入区 通加入区  
長門市加入区

山口県告示第三百五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
--------	--------------	--------------	---------------------------

光市光井七丁目三二七の二四、三二二八の七、三二二八の二、三二三四の二及び三二二八の七地先  
四・〇  
五八・三  
二九八・五八



(二七九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年九月九日から平成二十四年一月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年九月九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市南区京橋町二番二号

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

代表者の氏名 山西 泰明 小野 浩司

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ヒコロポレーション	福岡市東区松崎三丁目三番一〇号	福岡市東区千早四丁目一〇番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	"	井上 文字	井上 恭枝

四 届出年月日

平成二十三年八月二十二日

五 変更年月日

平成二十二年一月二十日

四 届出年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社鈴丹	小林 史生	吉田 馨
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後

三 変更に係る事項の概要

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 代表者の氏名 山西 泰明  
 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 ゆめシテイ  
 所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

届出年月日 平成二十三年八月二十二日  
 変更年月日 平成二十二年一月三十一日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ハリケーン	変更前	変更後
---------------------------	-----------	-----	-----

三 変更に係る事項の概要

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 代表者の氏名 山西 泰明  
 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 ゆめシテイ  
 所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成二十三年八月二十二日

五 変更年月日

平成二十二年二月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシテイ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 ゆめシテイ 住所 代表者の氏名 山西 泰明

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 小野 浩司  
 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社高和商産	変更前	株式会社唐十	変更後
---------------------------	----------	-----	--------	-----

四 届出年月日

平成二十三年八月二十二日

五 変更年月日

平成二十二年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシテイ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 ゆめシテイ 住所 代表者の氏名 山西 泰明

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 小野 浩司  
 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
---------	-----	-----

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社ふちびあ
株式会社アフレッシユ	

四 届出年月日  
平成二十三年八月二十二日  
五 変更年月日  
平成二十二年六月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ゆめシティ

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明  
株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	九州文教サービス株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	佐賀市鍋島町大字八戸二二九四の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	嬉野 勝利

四 届出年月日  
平成二十三年八月二十二日  
五 変更年月日  
平成二十二年六月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ゆめシティ  
所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明  
株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	トルジヤパンインターナショナル・ジャパン株式会社	マクリスチャン・ト	土居 健人

四 届出年月日  
平成二十三年八月二十二日  
五 変更年月日  
平成二十二年八月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ゆめシティ

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明  
株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ジン	—

四 届出年月日  
平成二十三年八月二十二日  
五 変更年月日  
平成二十二年八月三日



株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明  
 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司  
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社カーム	変 更 前	変 更 後
---------------------------	---------	-------------	-------------

四 届出年月日 平成二十三年八月二十二日  
 五 変更年月日 平成二十二年十二月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社きものわかば	—

四 届出年月日

平成二十三年八月二十二日

五 変更年月日

平成二十三年一月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ゴールドラッシュ	—

四 届出年月日

平成二十三年八月二十二日

五 変更年月日

平成二十三年二月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社ら・たんす山野
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	東京都渋谷区代々木一丁目一 三番八号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	山野 功子

四 届出年月日

平成二十三年八月二十二日

五 変更年月日

平成二十三年二月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社コボ

変更前

変更後

四 届出年月日

平成二十三年八月二十二日

変更年月日

平成二十三年二月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

アクト中食株式会社

変更後

四 届出年月日

平成二十三年八月二十二日  
変更年月日  
平成二十三年二月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社アピオン

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

下関市豊浦町大字吉永五八一の三

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

福永 一壽

変更前

変更後

四 届出年月日

平成二十三年八月二十二日

五 変更年月日

平成二十三年三月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名

山西 泰明

小野 浩司

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社ザ・インポート	変更後 —
--------------------------------------	--------------------	----------

四 届出年月日  
平成二十三年八月二十二日  
変更年月日  
平成二十三年三月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめシテイ

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

株式会社イズミ 株式会社ベスト電器	広島市南区京橋町二番二二号 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号	山西 泰明 小野 浩司
----------------------	------------------------------------	----------------

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社立花屋	変更後 —
--------------------------------------	----------------	----------

四 届出年月日  
平成二十三年八月二十二日  
変更年月日  
平成二十三年五月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめシテイ

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

株式会社イズミ	広島市南区京橋町二番二二号	山西 泰明
---------	---------------	-------

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 Asi me エステール株式会社 東京都新宿区住吉町八番一三二号	変更後 東京都港区虎ノ門四丁目三番一三三号
--------------------------------------	--	--------------------------

四 届出年月日  
平成二十三年八月二十二日  
変更年月日  
平成二十三年六月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめシテイ

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

株式会社イズミ 株式会社ベスト電器	広島市南区京橋町二番二二号 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号	山西 泰明 小野 浩司
----------------------	------------------------------------	----------------

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更前 深澤 政和	変更後 小野 浩司
---	---------------------------------------	--------------	--------------

四 届出年月日  
平成二十三年八月二十二日  
変更年月日  
平成二十三年七月一日

株式会社ベスト電器	—	—
-----------	---	---



(二八〇) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十三年九月九日から平成二十四年一月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年九月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ザ・ビッグエクストラ萩店  
 所在地 萩市大字椿二二一五の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 岩本 隆雄  
 式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前 藤本 昭	変更後 岩本 隆雄
---------------------------------	-------------	--------------

- 四 届出年月日  
 平成二十三年八月二十五日
- 五 変更年月日  
 平成二十三年五月十二日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ザ・ビッグエクストラ萩店  
 所在地 萩市大字椿二二一五の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 岩本 隆雄  
 式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗の名称	変更前 (仮称) ザ・ビッグ萩店	変更後 ザ・ビッグエクストラ萩店
-----------------------	---------------------	---------------------

- 四 届出年月日  
 平成二十三年八月二十五日
- 五 変更年月日  
 平成二十三年八月二十五日

(二八一) 開発行為に関する工事の完了  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年九月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 工区に含まれる地域の名称  
 熊毛郡田布施町大字波野字塩坪(三工区)
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 熊毛郡田布施町大字波野二一六一番地の一  
 有限会社サンエイ



山口県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年九月九日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

政治団体の名称	異動事項	異動内容	備考(年月日)
		新	

自由民主党下関支部	代 表 者	伊藤 博	塩瀨 久雄	平成23、 8、5
	会計責任者	平岡 泰彦	林 真一郎	
自由民主党豊浦支部	代 表 者	戸澤 昭夫	岩崎 義男	〃 〃 29
	会計責任者	林 透	戸澤 昭夫	
自由民主党美祿支部	代 表 者	森中 克彦	木村 周作	〃 〃 5
	会計責任者	前田 修二	尾野 俊明	
自由民主党山口県ときわ会支部	代 表 者	山口市小郡下 郷/329	下関市竹崎町 4丁目3番/ 4号	〃 〃 〃
	会計責任者	桑原 望	村田 拓代	
山口県社会保険労務士政治連盟	代 表 者			〃 〃 //

## 山口県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出  
があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年九月九日

山口県選挙管理委員会 長 符 丑 顯

政治団体の名称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日
上野塾	上野 哲良	塚原 周一	萩市大字東浜崎町 / の37	平成23、 8、30
寺本たかひろ後援会	田村 貞雄	中村 隆夫	岩国市錦町広瀬6565	〃 〃 23
中塚一広後援会	中村 昭三	上村 義明	〃 阿品5/6	〃 7、3/ /